# 第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画

## 第1回 審議会

平成27年9月16日（水） 19時から

芦屋町

# 第5次芦屋町総合振興計画とは・・・

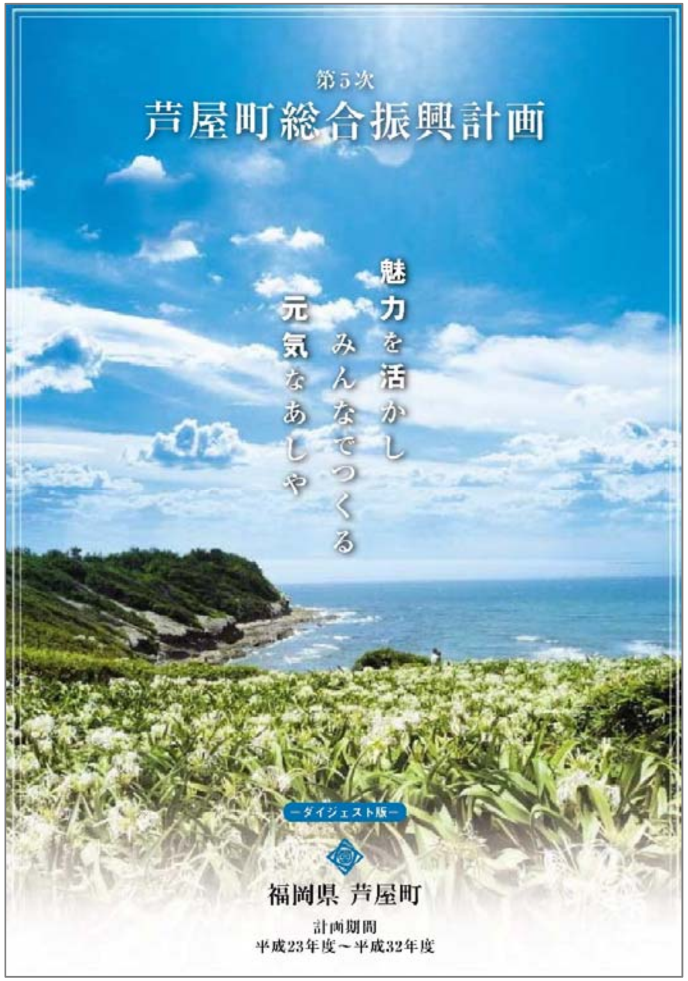


- ◆ 「まちの将来像」を見すえ、
  まちの方向づけ、あり方を示す指針
- ◆ まちづくりを総合的に、かつ計画的
  に進めることを目的とした計画

**町のつくる計画の中で**
**最上位に位置する計画**

# 第5次芦屋町総合振興計画とは・・・

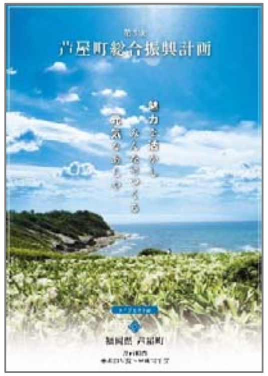

## ◆基本構想

10年後の町の将来像や、将来像を実現するために町が行う取り組み目標やそれを実現するために行う取り組みを、分野ごとに定めたもの。10年間の基本的な方針。

## ◆基本計画

基本構想を実現するために、それぞれの分野ごとに行う主な取り組みを定めたもの。それぞれ達成目標を定め、社会情勢の変化に対応できるように、５年単位として、前期と後期で構成されている。

## ◆実施計画

基本計画に定めた取り組みを実現するためのより具体的な事業を示すもの。予算や達成目標を細かく定め計画的に事業を行うためにつくる計画。期間は3年間とし毎年見直しを行う。

# 第5次芦屋町総合振興計画とは・・・

芦屋町

基本構想

－将来像－

魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや

| 基本目標（章） | 施策（節） | 主な取り組み（主要施策） |
|---|---|---|
| 第1章 住民とともに進めるまちづくり | 1 地域づくり | (1)住民との協働　(2)地域コミュニティの推進<br>(3)ボランティア活動などの支援 |
| 第2章 安全で安心して暮らせるまち | 1 安全・安心 | (1)防災対策の充実　(2)消防の充実　(3)防犯対策　(4)交通安全対策 |
| 第3章 子どもがのびのびと育つまち | 1 子育て支援<br>2 幼児教育・学校教育 | (1)児童福祉の充実<br>(1)学力の向上　(2)豊かな心・健やかな体の育成<br>(3)特別支援教育の推進　(4)学校施設・教育環境の充実 |
| 第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち | 1 社会福祉<br>2 健康づくり<br>3 医療 | (1)高齢者福祉の充実　(2)障がい者福祉の充実　(3)地域福祉の推進<br>(1)健康づくりの推進　(2)国民健康保険事業<br>(1)地域医療の充実 |
| 第5章 活力ある産業を育むまち | 1 農業<br>2 水産業<br>3 商工業<br>4 観光 | (1)担い手の育成支援　(2)農地の有効利用と農業基盤整備<br>(1)漁業経営の安定化　(2)漁港基盤の整備<br>(1)商工業の振興<br>(1)観光資源の整備と活用　(2)住民参画型観光の推進 |
| 第6章 環境にやさしく、快適なまち | 1 生活環境<br>2 公園・緑地<br>3 土地利用・住宅<br>4 道路・交通<br>5 上水道・下水道 | (1)環境の保全と美化　(2)循環型社会の推進<br>(1)身近な公園の充実　(2)緑地の保全と育成<br>(1)地域特性を活かした土地利用　(2)良好な住宅の形成<br>(1)道路の整備促進　(2)公共交通機関の充実<br>(1)公共下水道の整備充実 |
| 第7章 心豊かな人が育つまち | 1 生涯学習<br>2 人権<br>3 歴史・文化<br>4 国際交流 | (1)社会教育の推進　(2)スポーツ活動の充実　(3)社会教育施設の整備充実<br>(1)人権の尊重　(2)男女共同参画の推進<br>(1)文化財の保護と活用　(2)芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実<br>(3)文化・芸術活動の充実<br>(1)国際交流の推進 |

実施計画

基本計画

計画の実現に向けて

- 健全で持続可能な行財政運営を行います
- 競艇事業の売上向上や経営改善を進めます
- 職員の育成や資質向上を図ります
- 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします
- 広域連携を進めていきます

# 第5次芦屋町総合振興計画とは・・・

## 計画の期間

◆基本構想　　10年間　平成23年度　～　平成32年度
◆基本計画
・前期基本計画　5年間　平成23年度　～　平成27年度
・後期基本計画　5年間　平成28年度　～　平成32年度

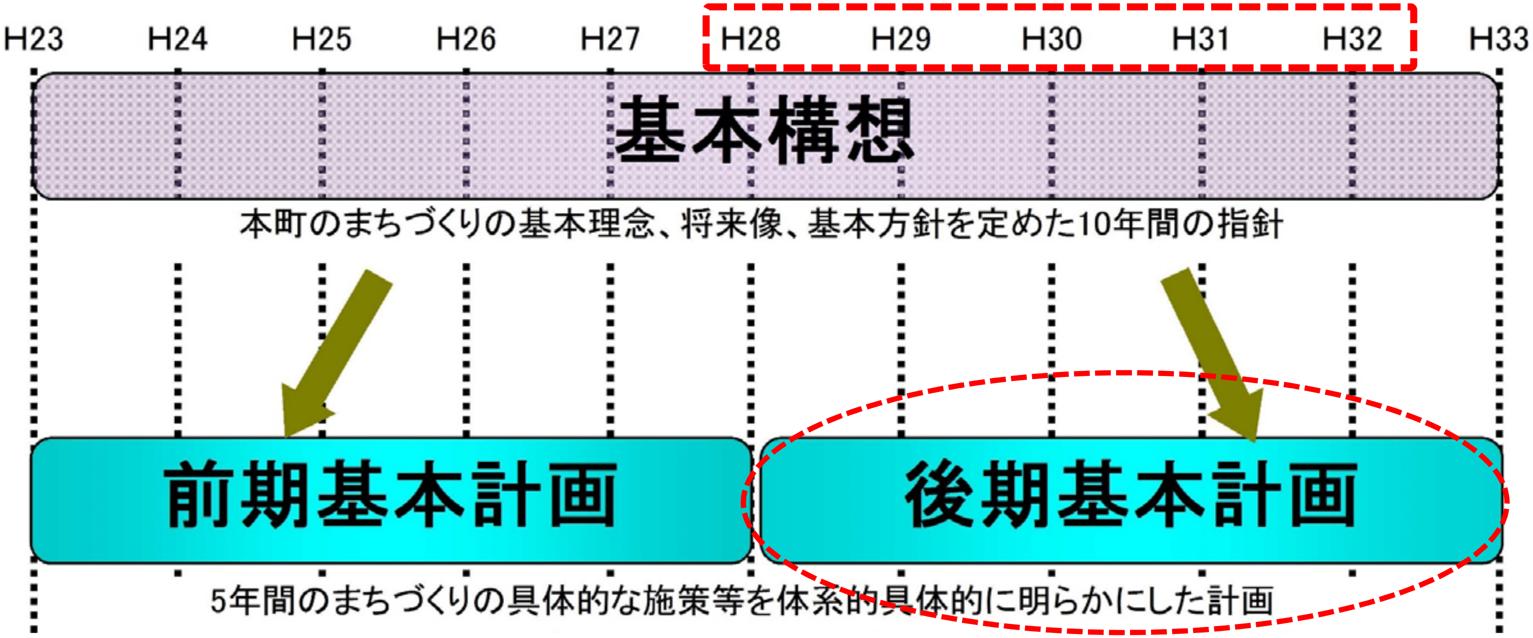

# 第5次芦屋町総合振興計画とは・・・

## 総合振興計画の法的位置づけの経緯

- 昭和44年の地方自治法第2条第4項で「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め」と規定され、基本構想とこれに基づく基本計画を合わせた「総合計画」が義務化された。

- 総合計画の源流は、昭和の大合併時に作成された新市町村建設計画」にある。その後の自治法改正に合わせて、自治省は「市町村の基本構想策定要領」というマニュアルを通達して、「基本構想」「基本計画」「実施計画」という三層構造がモデル化された。

- この基本構想義務化の提案理由は、「行政運営を、総合的、長期的に行っていくという要請は、最近の地域関係の立法の制定に伴いますます必要になってきた」とした。

- この時期、都市計画法の全面改正や新全国総合開発計画の策定などが進められ、急激な都市化が進むため、長期的な視点に立って計画的な行政を進めることが求められた背景がある。

## 総合振興計画の法的位置づけの経緯

- 平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の義務付けが撤廃された。撤廃への理由付けとして総務省は「地方自治法が改正された1969年当時、都道府県のほとんどが長期総合計画を策定済みだったのに対し、市町村は半分にも満たなかったため、策定を促す意味があった。

- 国は、「現在は計画行政による運営は定着しており、法で規定するほどでもない」と説明している。総合計画が地域経営の根幹として作動し始めたこと、ハード中心の地域開発が一段落しソフトの重視のまちづくりに転換したこと等から、一律的なものではなく地域の創意工夫による計画策定が必要になった（法定義務としての役割を終えた）ため。

- この義務付け廃止により総合計画を策定する必要がなくなったというより、むしろ自治体が独自の計画を立て、マネジメントサイクルの基本とすることの重要性は高まったということになる。また、その実効性により地域間競争や格差が加速する可能性も秘めている。

# 第5次芦屋町総合振興計画とは・・・

## これからの総合振興計画のありかた

- ◆　総合振興計画はまちづくりを円滑に進める、長期的展望を踏まえた計画であり、町が策定する様々な計画への展開や、予算措置の拠り所となる計画。
- ◆　策定段階から、住民と行政による協働作業で推進する形式が馴染んできていることからも、必須の地域計画である位置づけは変わらない。
- ◆　今まで以上に総合振興計画の位置づけは重要になり、「作る」計画から「する計画」として策定する必要があり、そのためには進行管理や、PDCAサイクルの確立が重要となる。
- ◆　生きた計画にするために、独自性を備えた真にまちの指針となる総合振興計画の策定が必要になる。

# 第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画の策定にあたって

## 策定の方針

◆　住民のみなさんとの協働による計画づくりをめざすため、できるだけ多くの方に関わっていただき、多くの意見を反映できるものとする。

◆　これまでの５年間の取り組みを評価し、現状と課題をしっかりと見直す。

◆　課題解決のため、今後の５年間でやるべきこと、やらなければいけないことを定め、「実行する計画」とする。

◆　「地方創生」をめざし、芦屋町の魅力を伸ばす取り組みを反映する。

# 第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画の策定にあたって

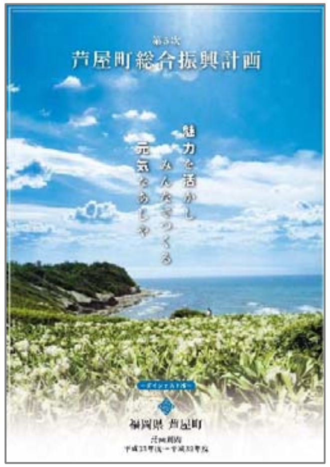


## 策定のプロセス

○ 若年層職員による人口対策の検討
○ 住民意識調査（コミュニティ活動状況調査）
○ 職員意識調査（職員アンケート）
○ 中学生アンケート
○ 職員プロジェクト
- 係長職によるワーキングチーム
- 課長職による検討会議）

○ 住民ワークショップ
○ 関係団体との意見交換
○ 審議会（各種団体の代表等）
○ パブリックコメント

# これまでの取り組み

芦屋町

## ◆ コミュニティー活動状況調査（住民アンケート）

町の取り組みに対する住民のみなさんの満足度や重要度・意見を聞き、今後の町の取り組みに反映させることを目的に、５年間で２回実施しています。

○ 実施期間：平成27年1月実施
○ 対　象　：町内に居住する20歳以上の方　2,000人
○ 回収率　：45％（900枚）

○ 今回の結果
　満足度が低い取り組み　→　「公共交通の利便性」「商店街の整備」
　重要度が高い取り組み　→　「防災対策」「地域医療」

○ ２年前に実施した調査からの変化
　満足度が低下した取り組み　→　「商店街などの整備」「地域医療の充実」「公共交通」
　満足度が向上した取り組み　→　「地域コミュニティの活性化」「子育て支援」

# これまでの取り組み

◆満足度と重要度の相関図による分析◆

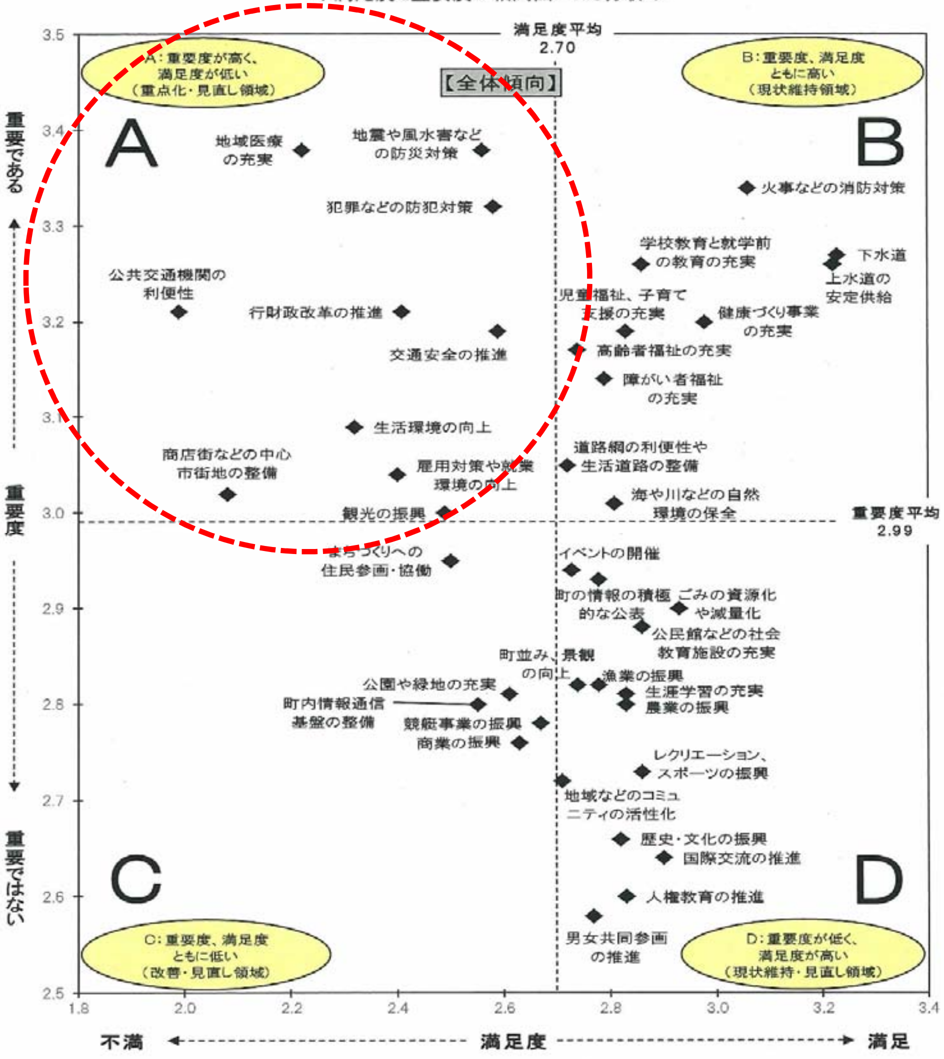


◆満足度と重要度（前回調査結果との比較）◆

| | 満足度 | | 重要度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 今回調査 | 前回調査 | 今回調査 | 前回調査 |
| 1.公共交通機関の利便性 | 1.99 | 2.16 | 3.21 | 3.16 |
| 2.道路網の利便性や生活道路の整備 | 2.72 | 2.81 | 3.05 | 3.07 |
| 3.交通安全の推進 | 2.59 | 2.71 | 3.19 | 3.22 |
| 4.上水道の安定供給 | 3.22 | 3.27 | 3.26 | 3.27 |
| 5.下水道 | 3.23 | 3.27 | 3.27 | 3.32 |
| 6.地震や風水害などの防災対策 | 2.56 | 2.48 | 3.38 | 3.45 |
| 7.火事などの消防対策 | 3.06 | 2.96 | 3.34 | 3.37 |
| 8.犯罪などの防犯対策 | 2.58 | 2.51 | 3.32 | 3.31 |
| 9.町並み、景観の向上 | 2.74 | 2.61 | 2.82 | 2.82 |
| 10. 公園や緑地の充実 | 2.61 | 2.39 | 2.81 | 2.91 |
| 11. ごみの資源化や減量化 | 2.93 | 2.85 | 2.90 | 3.13 |
| 12. 海や川などの自然環境の保全 | 2.81 | 2.68 | 3.01 | 3.09 |
| 13. 生活環境の向上 | 2.32 | 2.41 | 3.09 | 3.08 |
| 14. 農業の振興 | 2.83 | 2.81 | 2.80 | 2.91 |
| 15. 漁業の振興 | 2.78 | 2.74 | 2.82 | 2.91 |
| 16. 商業の振興 | 2.63 | 2.52 | 2.76 | 2.91 |
| 17. 商店街などの中心市街地の整備 | 2.08 | 2.35 | 3.02 | 2.92 |
| 18. 観光の振興 | 2.49 | 2.58 | 3.00 | 2.95 |
| 19. イベントの開催 | 2.73 | 2.94 | 2.94 | 2.87 |
| 20. 地域医療の充実 | 2.22 | 2.52 | 3.38 | 3.39 |
| 21. 健康づくり事業の充実 | 2.98 | 2.94 | 3.20 | 3.19 |
| 22. 高齢者福祉の充実 | 2.74 | 2.78 | 3.17 | 3.15 |
| 23. 障がい者福祉の充実 | 2.79 | 2.80 | 3.14 | 3.08 |
| 24. 児童福祉、子育て支援の充実 | 2.83 | 2.82 | 3.19 | 3.12 |
| 25. 学校教育と就学前の教育の充実 | 2.86 | 2.84 | 3.26 | 3.20 |
| 26. 生涯学習の充実 | 2.83 | 2.86 | 2.81 | 2.78 |
| 27. 公民館などの社会教育施設の充実 | 2.86 | 2.82 | 2.88 | 2.94 |
| 28. 人権教育の推進 | 2.83 | 2.82 | 2.60 | 2.69 |
| 29. 地域などのコミュニティの活性化 | 2.71 | 2.66 | 2.72 | 2.62 |
| 30. レクリエーション、スポーツの振興 | 2.86 | 2.78 | 2.73 | 2.63 |
| 31. 歴史・文化の振興 | 2.82 | 2.85 | 2.66 | 2.68 |
| 32. 国際交流の推進 | 2.90 | 2.84 | 2.64 | 2.66 |
| 33. 男女共同参画の推進 | 2.77 | 2.70 | 2.58 | 2.59 |
| 34. 雇用対策や就業環境の向上 | 2.40 | 2.24 | 3.04 | 3.13 |
| 35. 町内情報通信基盤の整備 | 2.55 | 2.48 | 2.80 | 2.90 |
| 36. 町の情報の積極的な公表 | 2.78 | 2.75 | 2.93 | 3.01 |
| 37. まちづくりへの住民参画・協働 | 2.50 | 2.47 | 2.95 | 3.07 |
| 38. 競艇事業の振興 | 2.67 | 2.51 | 2.78 | 2.75 |
| 39. 行財政改革の推進 | 2.41 | 2.36 | 3.21 | 3.15 |

※数値は平均評定値

# これまでの取り組み

芦屋町

## ◆ 中学生アンケート

中学生が感じる芦屋町への意見や提案、「将来こんな町にしたい」といった未来への提言をいただきました。
まちづくりに関心を持ってもらうとともに、郷土心の醸成につなげようという目的もあります。

○ 実施期間：平成27年6月実施
○ 対　象　：芦屋中学在学生徒　2、3年生　270人
○ 回収率　：100%

○ まとめ

- 自分が町長になったらやりたい取り組み
  「学校の整備」「交通の利便性向上」「イベントづくり」「遊べる場所づくり」
  「店を増やして商店街を活性化」
- まちに対する好感度をもっている割合　･･･　60%　（非好感度は10%）
- 芦屋町への永住希望
  住み続けたい　・・・・　25%
  住み続けたくない　・・・・　25%
  どちらともいえない　・・・　50%

# これまでの取り組み

芦屋町

## ◆ 住民ワークショップ(まちづくりワークショップ)

「まちの宝探し」というテーマで、「変えたいところ（弱み）」「伸ばすべきところ（強み）」について、４つのグループに分かれて意見を出し合いました。様々な業種・年代の方々に参加いただき、活発な意見交換があり、沢山の具体的な提案が出されました。

また、参加された皆様からは、「ワークショップは意見が出しやすかったため今後も積極的にやってもらいたい」「出された意見をひとつでも多く実行してもらいたい」「様々な方々の意見が聞けたこと、顔見知りになれたことは有意義だった」などといった感想をいただきました。

○ 実施期間：平成27年6月～8月　4回
○ 参加者　：25名　（各種団体からの推薦、公募の方など）
○ ファシリテーター：役場職員　8名

○ ワークショップの意見
　出された意見は、そのまま報告書にまとめています。
　（一部表現は統一している部分があります。）

# これまでの取り組み

## ◆ 各種団体意見交換

町内で様々な活動を行っている各種団体の代表の方に集まっていただき、団体活動の視点から、「町と一緒に取り組みたい活動や取り組みができる活動」、「町の良いところ・悪いところ」、「まちづくりへの提案」などをテーマに意見交換を行いました。

○ 実施期間：平成27年９月

○ 参加団体：15団体

| | |
|---|---|
| 〔産業振興〕 | 商工会、観光協会、農事組合、遠賀漁業協働組合 |
| 〔コミュニティ〕 | 区長会、婦人会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会、国際交流協会 |
| 〔教育・福祉〕 | 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、四校ＰＴＡ連絡協議会<br>青少年健全育成町民会議、人権・同和教育研究協議会 |

○ 共通する課題や意見

- 参加者が固定化、高齢化
- がんばっているところ（人や団体等）を評価する仕組みも必要
- やりがいを感じてもらえるような取り組み（多少のインパクト）も必要。
- 町民が町のよいところを知らない。
- 町のＰＲが重要

## ◆ 職員意識調査

町民の方を対象にした「コミュニティ活動状況調査」と同じ内容で、職員の意識調査を実施しました。これにより、町民の方の意識とのギャップを明らかにし、今後必要な取り組みを明らかにしていくものです。

○ 実施期間：平成27年2月実施
○ 対　象　：芦屋町職員　149名
○ 回収率　：96.6％（144名）

○ 結果
満足度が低い取り組み　→　「公共交通」「商店街の整備」
重要度が高い取り組み　→　「公共交通」「地域医療の充実」「行政改革」「防災対策」

※　満足度が低く重要度が高い取り組みは今後見直しや重点的な取り組みが必要となります。この分野においては、町民の方の意識とほぼ同じような結果となりました。

※　細かい部分では、町民の方とのギャップがあるところが明らかとなり、職員としてはやってるつもりでも、町民の方には満足いただけていないことがわかってきました。計画（取り組み）を今後推進していくうえで、重要なことと捉えています。

# これまでの取り組み

## ◆ 職員プロジェクト

前期基本計画に掲げている取り組みや数値目標の達成状況を評価するとともに、現状や課題の把握、国の動向や今後必要となる取り組みなどについて、プロジェクトチームをつくり検討を行ってきました。

【主な取り組み】

〇 全職員による実施計画事業の評価、課題の抽出

〇 課長職・副町長による施策の評価

〇 係長職によるプロジェクトチームでの検討（20名で構成）

- 前期基本計画の達成状況、課題の抽出
- 後期基本計画で取り組む事業・施策の抽出

## ◆ 後期基本計画策定審議会

これまでの取り組みの中から出された意見や提案をもとに、今後５年間にやるべき取り組みを計画書ベースにまとめていきます。

特に、住民ワークショップの結果を中心に全体バランスを考慮し、合意形成を図っていくものです。

○ 開催期間：平成27年9月　～　平成28年2月

○ 予定回数：４回

① 後期基本計画の目的、これまでの取り組みについての把握
② 現状と課題を踏まえた後期基本計画の施策審議
③ 素案の審議
④ パブリックコメントを踏まえた案のとりまとめ

# これからのすすめかた（今後の策定の取り組み）

あしや 芦屋町

## ◆ パブリックコメント

　パブリックコメントとは、町の重要な計画を策定していく過程で、その目的や趣旨・内容を住民の方に公表し、住民の方の意見を出していただく手続きのことです。
　出された意見に対して町の考え方を回答するとともに、計画に反映できるものは素案を修正することで反映します。

○ 実施期間：平成27年12月中旬　～　平成28年1月中旬　　1ヶ月間

○ 実施方法：広報に概要を掲載
町のホームページには詳細版を掲載
町内の各施設に素案（全文）とわかりやすくまとめた概要版を配置
審議会委員が属する各種団体、ワークショップや団体意見交換に参加いただいた方が属する各種団体、中学生などに概要版を配布

# これからのすすめかた（今後の策定の取り組み）

芦屋町

## ◆ スケジュール

| | |
|---|---|
| ○ 9月～11月 | 審議会（3回目まで）での審議 |
| ○11月 | 議会への中間報告 |
| ○12月 | 議会へ素案の報告 |
| ○12月～1月 | パブリックコメント |
| ○ 2月 | 審議会（4回目） |
| ○ 2月 | 案の決定 |
| ○ 3月 | 案の議会報告 |
| | 成案化 |
| | 計画書の作成 |
| ○ 4月 | 概要版の全戸配布 |

※行政内部の手続きは記載から省略しています。

# これからのすすめかた（今後の策定の取り組み）

芦屋町

## ◆ スケジュール

【広報の計画】

- 10月　1日号　第5次総合振興計画の概要とこれまでの取り組み報告
- 11月　1日号　地方創生の取り組みについての紹介
- 12月　1日号　審議会の中間報告とパブリックコメントのお知らせ
- 12月15日号　パブリックコメントのお知らせ
- 3月　1日号　経過報告
- 4月　1日号　計画概要の紹介

※1月、2月の広報への掲載内容については検討中です。

# 後期基本計画とその他の計画

後期基本計画をもとに、関係する計画を27年度中に策定していきます。
これまでの後期基本計画策定の取り組みの中で出された意見や提案をもとにしていきます。

- 芦屋町人口ビジョン・芦屋町地方創生総合戦略
- 過疎自立促進計画

策定の時期は後期基本計画と同時です。

## ◆まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日交付）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと」創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するもの。

- まち　：　国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ひと　：　地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- しごと　：　地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

# 参考:「地方創生」とは

芦屋町

## まち・ひと・しごと創生法の概要

**目的（第１条）**

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。
- まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

**基本理念（第２条）**

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

**まち・ひと・しごと創生本部（第11条～第20条）**

本部長：内閣総理大臣
副本部長（予定）：内閣官房長官、地方創生担当大臣
本部員：上記以外の全閣僚

→ 案の作成・実施の推進 / 実施状況の総合的な検証 →

**まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）（第８条）**

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

→ 勘案 →

**都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第９条）**

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

↓ 勘案

**市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第10条）**

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月２日。

# 参考:「地方創生」とは

## 基本的な考え方

**①人口減少と地域経済縮小の克服**
**②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立**

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

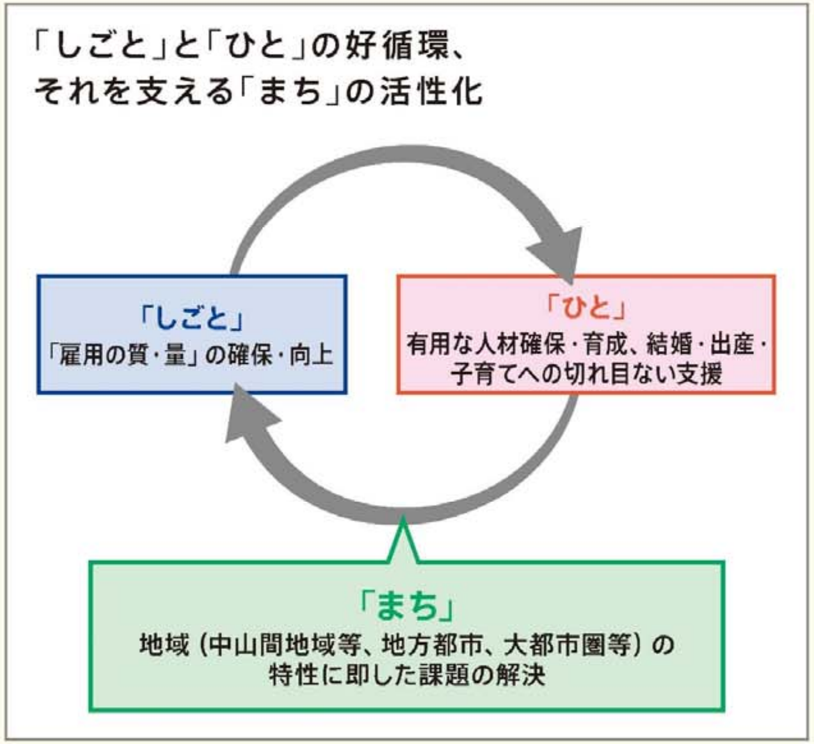


## 政策の企画・実行に当たっての基本方針

**①政策5原則**

従来の施策(縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的)の検証を踏まえ、政策5原則(自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視)に基づき施策展開。

**②国と地方の取組体制とPDCAの整備**

国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則としたKPIで検証・改善する仕組みを確立。

## 今後の施策の方向

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

# 参考：後期基本計画と総合戦略のちがい

## ◆芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略

　芦屋町の将来の人口展望をふまえて、芦屋町の実情や特性を考慮し独自性を活かした「地方創生」のための具体的な計画です。
　町が取り組む全ての取り組みを網羅した総合振興計画と異なり、芦屋町の特徴や魅力に特化し地方創生に取り組む具体的な計画です。

　後期基本計画から選択と集中を行うものです。

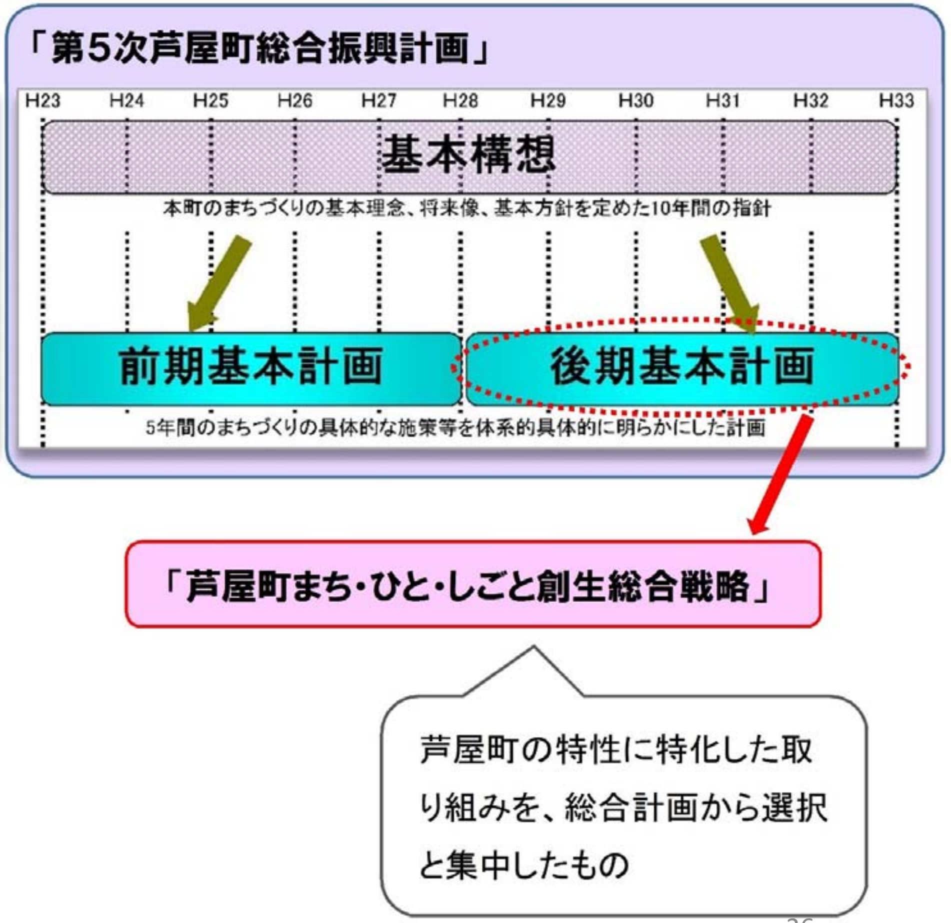

## 第５次総合振興計画（後期基本計画）

**ー将来像ー**　魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや

| 基本目標（政策） | 施　　策 |
| --- | --- |
| 1　住民とともに進めるまちづくり | ⑴地域づくり |
| 2　安全で安心して暮らせるまち | ⑴安全・安心 |
| 3　子どもがのびのびと育つまち | ⑴子育て支援<br>⑵幼児教育・学校教育 |
| 4　いきいきと暮らせる笑顔のまち | ⑴社会福祉<br>⑵健康づくり<br>⑶医療 |
| 5　活力ある産業を育むまち | ⑴農業<br>⑵水産業<br>⑶商工業<br>⑷観光 |
| 6　環境にやさしく、快適なまち | ⑴生活環境<br>⑵公園・緑地<br>⑶土地利用・住宅<br>⑷道路・交通<br>⑸上水道・下水道 |
| 7　心豊かな人が育つまち | ⑴生涯学習<br>⑵人権<br>⑶歴史・文化<br>⑷国際交流 |

## まち・ひと・しごと創生総合戦略

| | |
| --- | --- |
| まち | 国民ひとりひとりが夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成 |
| ひと | 地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保 |
| しごと | 地域における魅力ある多様な就業機会の創出 |

国の基本方針

① 人口の東京一極集中を是正
② 若い世代の就労・結婚・子育て支援
③ 地域の特性に即した地域課題の解決

芦屋町の特性に特化した取り組みを選択・集中

### 芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略のイメージ

| | |
| --- | --- |
| 1　地方における安定した雇用を創出する。 | ・農　業<br>・水産業<br>・商工業 |
| 2　地方へ新しい人の流れをつくる。 | ・観　光<br>・交　通 |
| 3　若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。 | ・子育て支援<br>・定住施策<br>・幼児教育、学校教育 |
| 4　時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。 | ・地域づくり<br>・広域連携（他の市町との共同の取り組み） |

# 参考：総合戦略の策定

## ◆芦屋町まち・ひと・しごと創生推進体制

「芦屋町人口ビジョン」や「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定、策定後の事業推進を全職員で図っていくための推進体制を整備しています。

また、総合戦略策定にあたっては、住民の方をはじめ学識経験者や関係団体、民間事業者等の意見を十分に反映することが重要となってくることから、町の附属機関として「芦屋町地方創生推進委員会」を設置します。

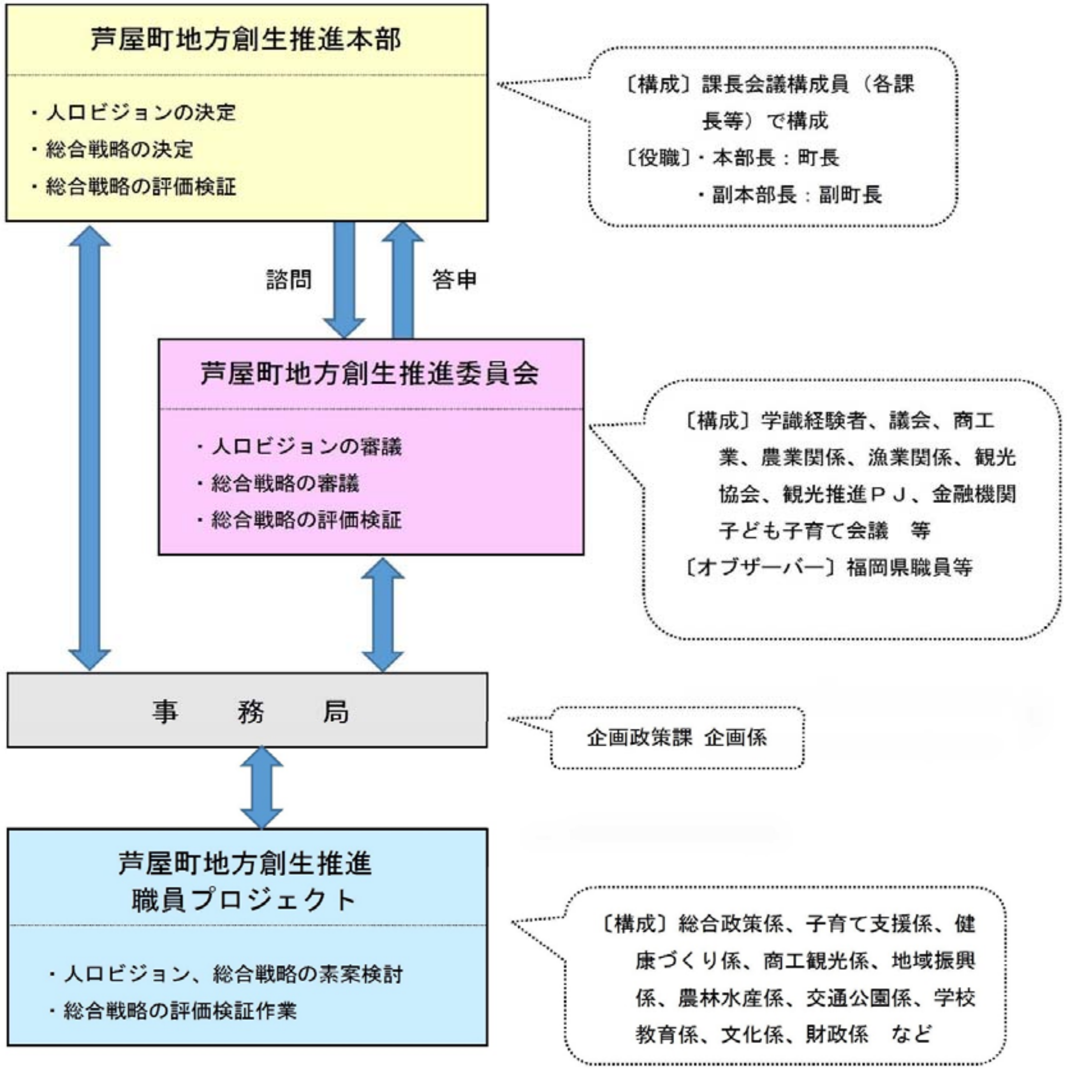

後期基本計画は、これからの芦屋町を元気にしていくためにとても重要な計画です。

しかし、計画をつくるだけでは意味がありません。
**実行があってはじめて実現する計画です。**

計画を実行していくためには、職員の努力だけでは限界があります。
**町民のみなさんと力を合わせて、**
**それぞれができる立場で**
**それぞれができることを**
**しっかり取り組んでいけるよう**
今後も皆様のご理解とご支援、ご協力をお願いします。